

学校法人日本医科大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本医科大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区千駄木一丁目1番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学及びその他の教育施設を設置し、教育を行い、学識及び人格ともに優れた有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 日本医科大学
大学院 医学研究科
医学部 医学科
- (2) 日本獣医生命科学大学
大学院 獣医生命科学研究科
獣医学部 獣医学科
獣医保健看護学科
応用生命科学部 動物科学科
食品科学科
- (3) 日本医科大学看護専門学校 医療専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 14人
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決によりこれを選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事長以外の理事のうち若干名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決によりこれを選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本医科大学長及び日本獣医生命科学大学長
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 6人

- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 第 1 項第 3 号の理事の選任を議事とする理事会については、第 8 条第 3 項の規定はこれを適用しない。

(監事の選任)

- 第 7 条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者で理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

- 第 8 条 役員任期は、第 6 条第 1 項第 1 号の理事については、学長の職の任期と同一とし、その余の役員については、4 年とする。ただし、任期中に役員が欠けた場合においてその後任者として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、その任期満了又は辞任により退任した後でも後任者が選任されるまではなおその職務（理事長及び常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

- 第 9 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえる者が欠けたときは、1 月以内にこれを補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

3 第1項の役員の解任を議事とする理事会については、第8条第3項の規定はこれを適用しない。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 前項の場合において、複数の理事を指名するときは、順位を付するものとする。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、必要に応じて文部科学大臣に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によ

ってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為の中止又は事前差止めを請求することができる。

(理事会)

第 16 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 4 理事会は、原則として毎月 1 回理事長がこれを招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 5 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項(以下「付議事項」という。)を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 6 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 7 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに付議事項を記載した書面を会議開催日の 7 日前までに発することにより、これを通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その通知期間を短縮することができる。
- 9 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議事について、議決することができない。ただし、議事について特別の利害関係を有する理事がある場合には、その理事の数は、当該議事に関し、これを理事総数に算入しない。
- 10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、当該議事の議決に加わることができる出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事がある場合には、その理事は、当該議事の議決に加わることができない。
- 12 議長は、必要に応じて、前項の理事に対し、当該議事について審議する間、退席するよう要請することができる。
- 13 理事がやむを得ない事由により理事会に出席することができない場合において、理事会の招集通知により付議事項として予め通知された事項について、その表決を明示した書面を事前に提出したときは、当該理事は理事会に出席したものとみなす。ただし、付議事項について別段の指定ある場合は、この限りでない。

(業務の決定の委任)

第 17 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 19 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、36 人以上 42 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会においてこれを選任する。
- 4 評議員会は、理事長がこれを招集する。
- 5 評議員会は、定例会及び臨時会とする。定例会は、毎年 3 月、5 月及び 11 月に招集する。臨時会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から付議事項を示して評議員会の招集を請求された場合に招集する。ただし、後者の場合、請求のあった日から 20 日以内に、請求のあった日から 1 月以内の日を評議員会とする臨時評議員会を招集しなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに付議事項を記載した書面を会議開催日の 7 日前までに発することにより、これを通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その通知期間を短縮することができる。
- 7 評議員会は、議長を除く評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議事について議決（諮問事項についての評決を含む。以下この条において同じ。）することができない。ただし、議事について特別の利害関係を有する評議員がある場合には、その評議員の数は、当該議事に関し、これを評議員総数に算入しない。

- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、当該議事の議決に加わることができる出席評議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 議長は、評議員会におけるすべての議事について、評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員がある場合には、その評議員は、当該議事の議決に加わることができない。
- 11 議長は、必要に応じて、前項の評議員に対し、当該議事について審議する間、退席するよう要請することができる。
- 12 評議員がやむを得ない事由により評議員会に出席することができない場合において評議員会の招集通知により付議事項として予め通知された事項について、その表決を明示した書面を事前に提出したときは、当該評議員は評議員会に出席したものとみなす。ただし、付議事項について別段の指定ある場合は、この限りでない。

(議事録)

第20条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、理事長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (6) 寄附行為の変更及び寄附行為施行規則に関する事項
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 残余財産の処分に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本医科大学長及び日本獣医生命科学大学長
 - (2) 日本医科大学大学院医学研究科長、日本医科大学医学部長、同基礎科学主任、同付属各病院長、日本獣医生命科学大学大学院獣医生命科学研究科長、日本獣医生命科学大学獣医学部長及び同応用生命科学部長
 - (3) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 5 人及び日本医科大学付属病院看護部長
 - (4) この法人の設置する大学を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 10 人以上 12 人以内
 - (5) この法人の職員及びこの法人が設置する大学を卒業した者を除く学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人以上 12 人以内
- 2 前項第 1 号から第 3 号までの評議員は、それぞれの地位を退いたときは、その評議員の職を失うものとする。
- 3 第 1 項第 3 号から第 5 号までの評議員の選任を議事とする理事会については、第 8 条第 3 項の規定はこれを適用しない。

(評議員の任期)

第 24 条 評議員の任期は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の評議員については、それぞれの地位に従い定められた任期と同一とし、その余の評議員については、4 年とする。ただし、任期中に評議員が欠けた場合においてその後任者として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、運用財産はこの法人の設置する学校の経営に必要な財産とする。

3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な金融機関に信託し、若しくは確実な定期預貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入・入学金収入・検定料収入・手数料収入・付属病院から生ずる収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 34 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 35 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準を作成の日から 5 年間並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求のあった場合には、その請求を拒む正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容（役員等名簿については、個人の住所に係る記載の部分を除く。）

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第 37 条 この法人は、役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 38 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在で会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定をそれぞれ受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

(削る)

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人日本医科大学の掲示場に掲示してこれを行う。

(損害賠償責任の一部免除)

第 46 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務の執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 47 条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事及びこの法人の職員である理事を除く。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行規則)

第 48 条 この寄附行為の施行規則は、理事会においてこれを定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 26 年 3 月 15 日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	塩田 廣重
理事（常務理事）	河野 勝齊
理事	行徳 健助
理事	石川 正臣
理事	西村 菊次郎
理事	長澤 米藏
理事	持田 治郎
監事	小畑 惟清
監事	伊藤 泰治郎

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 27 年 2 月 15 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 32 年 10 月 31 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 37 年 3 月 20 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 39 年 5 月 29 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 41 年 8 月 12 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 43 年 3 月 27 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 43 年 7 月 1 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 47 年 2 月 9 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 49 年 12 月 27 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 51 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 53 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 59 年 9 月 18 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 62 年 5 月 14 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 63 年 11 月 24 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 5 年 3 月 22 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 7 年 8 月 1 日)から施行する。

(経過措置)

この寄附行為の施行日前に学識経験者のうちから、理事会において選任された評議員については、第 22 条第 1 項第 5 号の規定はこれを適用しない。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 7 年 9 月 1 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 10 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年9月7日)から施行する。

附 則

平成12年2月25日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年5月25日)から施行する。

附 則

平成13年2月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成14年7月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年8月8日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月14日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年5月25日)から施行する。

附 則

平成26年2月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。